

## メールイン測定サービス利用約款

### (目的・適用)

第1条 この約款は、一般財団法人光科学イノベーションセンター（以下、「PhoSIC」という。）が行うコアリションサービスのうちメールイン測定サービス（以下、「メールイン測定」という。）に関するルールを定めます。

2 メールイン測定は、一般財団法人光科学イノベーションセンター会員規程（以下、「会員規程」という。）に定めるコアリションメンバーに限り利用できます。

3 代金等の支払いその他この約款に定めのない事項は、会員規程によります。

### (メールイン測定の内容)

第2条 メールイン測定は、利用者が試料を NanoTerasu へ送付し、PhoSIC の担当者が測定したデータをお返しします。

2 メールイン測定は、利用者が通常測定を行った実績のある装置についてのみ申請でき、申請可能な装置は別途定めます。

3 メールイン測定は、測定対象の試料が通常測定で実績のある試料群のみとします。

4 メールイン測定の具体的な流れは以下のとおりとします。

①実施相談：利用者は所定の「メールイン測定相談フォーム」を担当コンシェルジュ宛に送付し、測定内容の詳細（測定完了日、ビームライン、ビームタイム、測定内容・条件、試料数など）について PhoSIC と実施相談

②ビームタイム予約：利用者は実施相談を踏まえてビームタイムを予約

③試料送付：利用者は測定日の2日前までにビームライン担当者が受け取ることができるよう試料を送付

④測定実施：実施内容を踏まえて、利用者指定の条件で PhoSIC が測定実施

⑤データお渡し：測定データはデータ伝送サービスで受け渡し

⑥試料返却：測定した試料を宅配便により返却（着払）

5 災害、極度の悪天候、事故、停電、加速器トラブル等不測の事由によりサービスの全部又は一部の提供を停止することがあります。この場合、サービス提供の停止について、PhoSIC は責任を負いません。

### (料金)

第3条 メールイン測定に必要な料金は別途定めます。

### (測定データに問題がある場合)

第4条 利用者が指定した内容で測定されていないことが明らかな場合は PhoSIC で再測定を行います。また、利用者が求めるデータの一部が欠落している場合などは利用者と協議して請求金額から減額する等の方法により精算することがあります。

(利用者によるキャンセル)

第 5 条 測定をキャンセルする場合は、会員規程第 19 条に定めるキャンセルポリシーを適用します。

(料金の請求、支払い不履行時の対応)

第 6 条 料金の請求、支払不履行時の対応については、会員規程の定めによるものとします。

(協議解決)

第 7 条 本約款及び会員規程等に関し、適用上の疑義が生じ、または定めのない事項に関する問題が生じた場合は、利用者と PhoSIC 双方誠意をもって話し合い、相互に協力、理解して問題解決を図るものとします。

(管轄裁判所)

第 8 条 利用者と PhoSIC との間で裁判上の争いになったときは、PhoSIC の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を、第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。

(本約款の変更)

第 9 条 PhoSIC は、サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上への対応その他事業の円滑な実施のため、必要がある場合に本約款を変更することがあります。

2 前項の場合、PhoSIC は、本約款を変更する旨、変更後の本約款の内容および変更の効力発生日について、変更の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。

- ① 電子メールの送信等の電磁的方法
- ② PhoSIC のホームページへの掲示

附 則

1 この約款は 2024 年 8 月 2 日制定、同日より施行します